

# 兵庫県公報

平成21年6月16日 火曜日 第2090号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 市営土地改良事業の換地計画の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定の一部解除（水質課）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	5
○ 河川予定地の指定（河川整備課）	5
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	5
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（同）	5
○ 道路の指定（建築指導課）	6
○ 道路の位置指定（同）	6
○ 道路の位置指定の取消し（同）	7
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	7
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（情報政策課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	8
正 誤	
○ 平成21年3月31日付け兵庫県公報第3号外中	9
○ 平成21年6月5日付け兵庫県公報第2087号中	9

## 告 示

### 兵庫県告示第705号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成21年6月16日

兵庫県知事 井戸敏三

### 太田土地改良区

#### 退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	西 垣 莊 司	丹波市山南町太田906番地
同	白 井 可 能	同 市山南町太田356番地
同	中 西 智	同 市山南町太田795番地
同	白 井 敏 昭	同 市山南町太田253番地
同	中 西 良 正	同 市山南町太田275番地
同	野 垣 克 巳	同 市山南町太田466番地
同	村 岡 正	同 市山南町太田753番地
同	片 瀬 正 史	同 市山南町太田818番地1
同	原 田 邦 雄	同 市山南町青田501番地2

同	中 島 康 博	同	市山南町青田618番地
同	村 上 卓 司	同	市山南町青田193番地
同	古 瀬 正 弘	同	市山南町大谷87番地
同	東 田 正 一	同	市山南町大谷68番地 3
監 事	小 坪 恵 二	同	市山南町太田475番地 1
同	竹 安 幹 夫	同	市山南町青田586番地 2
同	柳 本 芳 明	同	市山南町大谷108番地 1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	西 垣 莊 司	丹波市山南町太田906番地
同	白 井 可 能	同 市山南町太田356番地
同	中 西 良 正	同 市山南町太田275番地
同	村 岡 正	同 市山南町太田753番地
同	西 垣 進	同 市山南町太田757番地 2
同	中 西 正 一	同 市山南町太田318番地
同	村 岡 武 廣	同 市山南町太田805番地 1
同	西 垣 孝 司	同 市山南町太田420番地 1
同	竹 安 幹 夫	同 市山南町青田586番地 2
同	中 島 康 博	同 市山南町青田618番地
同	齋 藤 修	同 市山南町青田377番地 1
同	中 本 正 一	同 市山南町大谷67番地
同	西 田 利 宏	同 市山南町大谷69番地
監 事	村 岡 静 夫	同 市山南町太田794番地
同	齋 藤 義 美	同 市山南町青田613番地
同	中 本 隆 明	同 市山南町大谷59番地

兵 庫 県 告 示 第 706 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年 6月16日

兵 庫 県 知 事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市寺谷土地改良区	平成21年 6月 2日

兵 庫 県 告 示 第 707 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成21年 6月 3日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成21年 6月16日

兵 庫 県 知 事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
ため池等整備事業（一般）ため池整備工事（ため池機能保全工事）小規模	河内ダム地区	平成21年6月16日から 同 年7月6日まで	淡路市役所



**兵庫県告示第708号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成21年6月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
淡路市	津名御所地区	平成21年6月16日から 同 年7月6日まで	淡路市役所



**兵庫県告示第709号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第4項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域の指定の一部を次のとおり解除する。

平成21年6月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域  
平成19年兵庫県告示第887号により指定した区域のうち、次に掲げる区域の全部  
川西市火打1丁目178番の一部、181番の一部
- 2 特定有害物質の名称  
六価クロム化合物



**兵庫県告示第710号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三田市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成21年6月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（地籍調査事業実施に伴う4級基準点の設置）
- 2 作業期間  
平成21年1月10日から同年3月30日まで
- 3 作業地域  
三田市横山町及び南が丘地内



**兵庫県告示第711号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北但行政事務組合管理者から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成21年6月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（1級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成21年4月1日から同年5月31日まで
- 3 作業地域  
豊岡市竹野町



**兵庫県告示第712号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年6月16日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年6月16日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 赤 花 薬 王 寺 線	豊岡市但東町赤花字和田1834番2から 同 市但東町赤花字比1943番1まで	旧	5.0から 14.0まで	305.0	
		新	6.0から 19.0まで	301.0	



**兵庫県告示第713号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年6月16日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年6月16日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 養 父 宍 粟 線	養父市新津字番城寺8番1から 同 市新津字下ホウキ24番1まで	旧	9.0から 15.0まで	282.0	
		新	10.0から 25.0まで	282.0	
県道 物 部 養 父 線	朝来市和田山町寺谷字藤原720番4から 同 市和田山町東谷字申子田141番2まで	旧	8.0から 14.0まで	298.0	
		新	8.0から 22.0まで	298.0	



**兵庫県告示第714号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年6月16日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年6月16日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 石 倉 玉 田 線	姫路市白鳥台3丁目359番1から 同 市打越359番156まで	旧	8.0から 12.0まで	100.0	
		新	8.0から 9.0まで	100.0	



**兵庫県告示第715号**

河川法（昭和39年法律第167号）第56条第1項の規定により、次の土地を河川予定地として指定する。

その関係図面は省略し、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び阪神南県民局尼崎港管理事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年6月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

次の区域内の土地のうち、別紙図面に赤色で着色した部分の土地  
区域

- (1) 起点 二級河川洗戎川水系洗戎川下流端（西宮市道幹一号線洗戎川樋門）
- (2) 終点 右岸 西宮市泉町2番2地先  
左岸 西宮市浜町91番1地先



**兵庫県告示第716号**

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成21年6月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 被処分者

商号又は名称 大蔵住建株式会社  
 代表者氏名 板 野 儀 明  
 事務所所在地 神戸市西区伊川谷町有瀬1462-1  
 免 許 番 号 兵庫県知事(6)第8896号  
 免 許 年 月 日 平成18年9月29日

2 処分の内容

免許の取消し



**兵庫県告示第717号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成21年6月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 名称 有限会社高浜興産  
 代表者の氏名 高 濱 美 鈴  
 住所 姫路市広畑区末広町二丁目1466番地
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ドーミーイン姫路  
 所在地 姫路市豊沢町160-2
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課  
 縦覧期間 平成21年6月16日から同月29日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先  
 提出期間 平成21年6月16日から同月29日まで  
 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



**兵庫県告示第718号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、その関係図書は、平成21年6月16日から西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成21年6月16日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H21西播予定 0001号	21.6.2	相生市矢野町真広字乙式町田57番2の一部、 57番3の一部、57番4の一部、60番2、61番 3、62番2、63番3の一部、64番3、65番3、 65番4、67番1の一部、67番14の一部、67番 19の一部、109番3、109番4、126番3、126 番4の一部、126番5の一部、126番8、1030 番の一部、1031番の一部、1032番の一部、1033 番の一部、1034番の一部、1036番の一部、1037 番	14.60 ～ 21.50	149.00



**兵庫県告示第719号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、その関係図書は、平成21年6月16日から但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成21年6月16日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H20但豊位置 0007号	21. 5. 21	豊岡市弥栄町457番の一部、457番1の一部、 459番9の一部	4. 50	46. 92



**兵庫県告示第720号**

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第2項の規定により、次のとおり道路の位置の指定を取り消した。

なお、その関係図書は、平成21年6月16日から但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成21年6月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H21但豊位置 廃0001号	21. 5. 21	豊岡市日高町久斗字マトバ172番10	6. 00	75. 94



**兵庫県告示第721号**

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成21年6月16日から適用する。

平成21年6月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中

「

	南あわじ市公衆衛生 協会	南あわじ市湊	
--	-----------------	--------	--

」

を

「

	南あわじ市公衆衛生 協会	南あわじ市市市	
--	-----------------	---------	--

」

に改める。

**公 告**

**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成21年6月16日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
財務会計システムに関するセンター運営業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地

兵庫県企画県民部教育・情報局情報政策課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成21年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 大阪市北区梅田3丁目3番20号

5 随意契約に係る契約金額

56,070,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意

7 随意契約の理由

政府調達に関する協定第15条第1項(d)による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成21年6月16日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量

県庁WAN運用管理業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地

兵庫県企画県民部教育・情報局情報政策課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成21年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社兵庫支店 神戸市中央区海岸通11番

5 随意契約に係る契約金額

104,826,750円

6 契約の相手方を決定した手続

随意

7 随意契約の理由

政府調達に関する協定第15条第1項(d)による。



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年6月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ホームプラザナフコ豊岡店

所在地 豊岡市下宮150-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ナフコ

法人の代表者の氏名 深 町 勝 義

住所 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号



3 変更事項

- (1) 駐輪場の位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
- (2) 荷さばき施設の位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
- (3) 廃棄物保管施設の位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

4 変更年月日

平成21年9月1日

5 届出年月日

平成21年5月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成21年6月16日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成21年10月19日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

正 誤

○平成21年3月31日付け（兵庫県公報第3号外）

兵庫県立嬉野台生涯教育センター及び兵庫県立婦人研修館の管理に関する規則の一部を改正する等の規則（平成21年兵庫県教育委員会規則第8号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
21	下から4	第3条第1項中「センター条例第5条」を「条例第4条」に、「センター利用許可申請書」を「利用許可申請書」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第4条とする。	第3条第1項中「センター条例第5条」を「条例第4条」に、「様式第1号」を「別記様式」に、「センター利用許可申請書」を「利用許可申請書」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第4条とする。



○平成21年6月5日付け（兵庫県公報第2087号）

兵庫県公安委員会告示第160号（警備業法に基づく直接検定の実施）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
9	下から12	(1) 兵庫県内に住所を有する者	雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上である者で、次のいずれかに該当するもの (1) 兵庫県内に住所を有する者

10	上から16	ウ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚	ウ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚 エ 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し1枚 オ 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事していた期間が1年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書1通
----	-------	---	--